

平成20・06・30製局第2号
環 保 企 発 第 080704002号
平 成 2 0 年 7 月 4 日

経済産業省製造産業局長
環境省総合環境政策局長

「第三種監視化学物質に係る有害性の調査のための試験の方法について」の一部改正について

平成16年3月25日付け「第三種監視化学物質に係る有害性の調査のための試験の方法について」（平成16・3・19製局第6号、環 保 企 発 第 040325004号）の一部を下記のとおり改正し、平成20年7月4日から施行する。

なお、平成20年7月3日以前に開始された試験であって、本改正前の通知に規定する試験の方法に基づき行われたものの取扱いについては、なお従前の例によることができるものとする。

記

4中「別添の方法によるものと」を「OECDテストガイドライン218で定められた方法に準じて実施」に改め、別添を削る。